

2025年度 弘前市移住・定住支援事業一覧

『移住支援』

No.	分類	事業名	概要	問い合わせ先 (課名・直通番号)
1	滞在施設	移住お試しハウス	弘前圏域への移住、二地域居住を希望、検討している方に、一定期間生活体験ができる場を提供します。 URL: https://www.hirosakigurashi.jp/executive-service/trial-house/ 【使用期間】4泊5日以上7泊8日まで ※農業里親研修(トライアル研修)の受講者の場合、2泊3日以上7泊8日まで。 【使用料】無料 ※滞在中に市が提供(紹介)している体験プログラムに1つ以上参加していただきます。	企画課 0172-40-7121
2	移住相談	ひろさき移住サポートセンター東京事務所	首都圏から弘前への移住をお考えの方を対象に、情報発信・情報収集の拠点となる東京事務所を開設しております。移住に関するご相談の他、弘前でのお仕事について、無料職業紹介も行っております。 ※無料職業紹介の詳細はNo.9に記載しています。 東京都千代田区有楽町2-10-1東京交通会館6階 9:00～17:45(土日祝休) ※事前予約で20:00まで対応可能。	ひろさき移住サポートセンター東京事務所 03-6256-0801

2025年度 弘前市移住・定住支援事業一覧

『住宅支援』

No.	分類	事業名	概要	問い合わせ先 (課名・直通番号)
3	その他	空き家・空き地バンク制度	<p>空き家・空き地の有効活用を目的に、空き家・空き地を売りたい又は空き家を貸したい所有者の物件を空き家・空き地バンクに登録し、ホームページにその情報を公開します。</p> <p>その情報を見て、買いたい又は借りたいという移住・定住希望者と所有者との橋渡しを弘前圏域空き家・空き地バンク協議会(宅建業者・金融機関・弘前圏域8市町村)が行う制度です。</p>	建築指導課 0172-40-0522
4	家を購入する	空き家・空き地利活用事業	<p>空き家・空き地の利活用による移住・定住の促進を図るため、空き家・空き地バンクに登録された物件の購入費用の一部を補助します。</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き地(既存の空き家を解体し、更地の状態で引き渡す土地を含む)を購入し、その土地に住宅を新築する人 ・空き家(敷地含む)を購入する人 <p>【交付条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税等を滞納していないこと(申請者及び同居者) ・購入する物件に3年以上居住する意思のあること ・空き家・空き地の所有者の3親等内の親族ではないこと ・物件を購入し転居することにより、自己又は親族が所有する家屋・土地が空き家又は空き地とならないこと ・空き家・空き地バンク制度により、売買契約が成立する見込みとなった物件に限ります。(交付決定後であっても、2月27日までに売買契約が成立しない場合は、補助金が交付されません。) ・購入した空き地へ新築する場合、発注する業者は、市内に本店を有する業者に限ります。 ・空き家を購入する場合、空き家になってから90日以上経過していること <p>【補助対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き地の購入費用 ・空き家(敷地含む)の購入費用 <p>※いずれも租税公課、契約費用、登記費用、仲介手数料等を除く</p> <p>【補助率及び補助限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率1/2 ・補助限度額 <ul style="list-style-type: none"> ①空き地の購入20万円 ②空き家の購入40万円 ・子育て世帯、移住者、3年以上空き家・空き地バンクに登録された物件を購入する人は、それぞれ補助限度額に10万円を上乗せ ・その他にも条件がありますので、事前にお問い合わせください。 	建築指導課 0172-40-0522
5	家を借りる	空き家・空き地利活用事業	<p>空き家の利活用による移住の促進を図るため、空き家・空き地バンクに登録された空き家の賃借料の一部を補助します。</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市外からの移住者で、空き家を賃借する人 <p>【交付条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税等を滞納していないこと(申請者及び同居者) ・賃借する物件に1年以上居住する意思のあること ・空き家の所有者の3親等内の親族ではないこと ・物件を賃借し転居することにより、自己又は親族が所有する家屋・土地が空き家又は空き地とならないこと ・空き家・空き地バンク制度により、賃貸借契約が成立する見込みとなった物件に限ります。(交付決定後であっても、2月27日までに賃貸借契約が成立しない場合は、補助金が交付されません。) ・空き家になってから90日以上経過していること <p>【補助対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家の1年間分の賃借料 <p>【補助率及び補助限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率1/2 ・補助限度額10万円 ・子育て世帯、3年以上空き家・空き地バンクに登録された物件を賃借する人は、それぞれ補助限度額に10万円を上乗せ ・その他にも条件がありますので、事前にお問い合わせください。 	建築指導課 0172-40-0522

2025年度 弘前市移住・定住支援事業一覧

『住宅支援』

No.	分類	事業名	概要	問い合わせ先 (課名・直通番号)
6	家をリフォームする	空き家活用リフォーム事業	<p>空き家の解消を促進するとともに、地域コミュニティの維持・再生を図るほか、ゼロカーボンシティの実現に寄与するため、空き家のリフォーム費用の一部を補助します。</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象物件の所有者(相続人及び売買契約の成立により補助対象物件を所有する予定となった者を含む。) 補助対象物件の所有者その他の全ての権利者から補助事業を実施することについての同意を得た者 <p>【交付条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市税等を滞納していないこと リフォーム後の空き家を、遅くとも令和8年3月31日から10年以上地域コミュニティの維持・再生の用途(移住のための住宅※を含む)に活用すること ※当該空き家に居住する者は、補助事業完了後に弘前市以外の市区町村から補助対象物件の所在地に住所を異動させること リフォーム後の空き家が、市が定める省エネ化のうち2つ以上の措置がとられていること リフォーム及び実績報告を令和8年1月30日までに完了させること リフォームを行う業者は市内業者に限ること <p>【補助対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 空き家のリフォームに要する費用(消費税及び地方消費税を除く) <p>【補助率及び補助限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助率1/2 補助限度額100万円 <p>※その他にも条件がありますので、事前にお問い合わせください。</p>	建築指導課 0172-40-0522
7	家を借りる	子育て支援住宅制度	<p>子育て世帯を対象に、安心して子育てができる良質な公共住宅を低賃貸で提供します。</p> <p>【対象世帯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入居者全員の住民票が弘前市にあること 18歳未満の子どもが同居していること(中学校卒業後は高校就学中であること) 入居者名義の持ち家がないこと 入居者全員の月額の所得金額が合計601,000円以下であること 入居者全員が市県民税を滞納していないこと 申請者及び同居人が暴力団員でないこと <p>【対象住宅】 弘前市駅前住宅</p> <p>【住宅使用料の減額】 上限2万円として子ども1人(18歳未満)につき、1万円を下記の住宅使用料から減額します。 3LDK:57,400円/月 3DK:47,700円/月 2DK:38,400円/月</p>	建築住宅課 0172-35-1321

2025年度 弘前市移住・定住支援事業一覧

『起業支援・就業支援』

No.	中分類	事業名	概要	問い合わせ先 (課名・直通番号)
8	就業	ひろさき移住サポートセンター東京事務所無料職業紹介事業	<p>ひろさき移住サポートセンター東京事務所では、首都圏などから弘前市への移住を希望する方(移住相談者)に、働き手を探している地元企業等の仕事をあっせんする無料職業紹介事業を実施しています。</p> <p>希望の求人情報が見つかった場合は紹介状の作成も可能です。</p> <p>(利用条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○求職者(仕事を探している首都圏等在住の方) <ul style="list-style-type: none"> ・現在、首都圏に居住し、弘前市への移住を希望している方(学生も可) ・ひろさき移住サポートセンター東京事務所に移住相談されている方 <p>※首都圏外であっても、青森県外に居住している方であれば対応できる場合もあります。</p> <p>○求人者(弘前市への移住者を雇用したい事業者の方) <ul style="list-style-type: none"> ・弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村に事業所を有する企業等 ・弘前市への移住希望者の雇い入れにご理解いただいたうえでの求人であること。 <p>(利用方法)</p> <p>まずはひろさき移住サポートセンター東京事務所にご連絡ください。 詳細は下記のURLをご確認ください。 https://www.hirosakigurashi.jp/consult/tokyo-office/#intro</p> <p>(その他)</p> <p>ひろさき移住サポートセンター東京事務所ではハローワークの求人情報閲覧用パソコンも設置しており、ご自由に閲覧が可能となっております。</p> </p>	ひろさき移住サポートセンター東京事務所 03-6256-0801
9	就業	東京圏UJIターン就職等支援金	<p>東京23区内に5年以上在住または通勤している人が、市内へ居住し、県内企業へ就職等をした際に、移住支援金を交付します(40歳未満のUターン者については、交付要件を優遇)。</p> <p>【交付金額】世帯での移住:100万円／単身での移住:60万円 ※18歳未満の子どもと一緒に移住される場合、子ども1人あたり100万円を加算交付します。</p>	商工労政課 0172-35-1135
10	就業	Uターン就職等支援金	<p>「東京圏UJIターン就職等支援金」、「医療・福祉職子育て世帯移住支援金」の対象とならない県外在住の弘前市出身者が、弘前市にUターンし、県内企業へ就職等をした際に、支援金を交付します。(40歳未満のUターン者については、交付要件を優遇)。</p> <p>【交付金額】世帯での移住:50万円／単身での移住:30万円</p>	商工労政課 0172-35-1135
11	就業	医療・福祉職子育て世帯移住支援金	<p>県外に5年以上在住していた子育て世帯が、医療・福祉職の資格により県内の医療機関や福祉施設等に就職等をした際に、移住支援金を交付します。</p> <p>【交付金額】世帯:100万円 ※18歳未満の子ども1人あたり100万円を加算交付します。 ※ひとり親世帯の場合、100万円を加算交付します。 ※東京圏UJIターン就職等支援金及びUターン就職等支援金との併給はできませんが、東京圏UJIターン就職等支援金の交付決定を受けているひとり親世帯にはひとり親世帯加算分100万円を交付します。</p>	商工労政課 0172-35-1135

2025年度 弘前市移住・定住支援事業一覧

『起業支援・就業支援』

No.	中分類	事業名	概要	問い合わせ先 (課名・直通番号)
12	起業・事業化	空き店舗対策事業	<p>中心市街地の空き店舗に、小売・サービス業の店舗が新規出店又は移転する際の改修工事費の一部若しくは営業開始の翌月から10か月分の賃料の一部を補助します。また、出店する店舗が健康又は子育て関連の場合や改修工事において給排水設備工事を実施する場合、補助上限額を上乗せします。</p> <p>【対象者】 小売・サービス業を営む者又は新たに小売・サービス業を開業しようとする者</p> <p>【補助金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①改修工事費 (ア)市が指定する道路に面した1階の空き店舗 補助率…補助対象経費の3分の2 補助限度額…150万円 (イ)(ア)以外の空き店舗(中心市街地区域内) 補助率…補助対象経費の2分の1 補助限度額…50万円(ただし、中心市街地区域内の移転の場合は25万円) ②賃料補助 (ア)補助率…賃料の2分の1 補助限度額…月5万円×10か月 (イ)補助率…賃料の3分の2 補助限度額…月7万5千円×10か月 <p>【対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①店舗の改修工事に係る経費(什器・備品・設計費・消費税等は対象外) ②店舗の賃借料(敷金・礼金・共益費・消費税等は対象外) <p>【利用条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続営業期間 3年間以上営業すること。 ・営業時間 1日のうち9時から19時までの間に概ね3時間以上営業し、かつ、原則として1週間のうち5日以上営業すること。 ・団体等への加盟 出店しようとする地域に、商店街振興組合または任意の商店会等が組織されている場合、当該団体に加盟すること。 	商工労政課 0172-35-1135
13	起業・事業化	「青森新時代」への架け橋資金(空き店舗活用チャレンジ融資、創業する事業融資)	<p>青森県の融資制度「『青森新時代』への架け橋資金」を利用の方で下記に該当する場合、利率優遇や補助を実施します。</p> <p>①空き店舗活用チャレンジ融資 【対象】弘前市内の中心商店街の空き店舗において開業する中小小売業者等で、地域商店街の活性化への取組みとして市の認定を受けたもの 【資金用途】運転資金、設備資金 【融資限度額】1億円 【期間】運転10年以内(据置2年以内)、設備15年以内(据置3年以内) 【利率】年1.5% ※当初5年間分を市が全額補助 【保証料率】9段階の保証料率 ※融資額3千万円以内のものについては市が50%分を補助</p> <p>②創業する事業融資 【対象】弘前市内で中小企業者として新たに事業を開始しようとする方、又は事業を開始して5年に満たない中小企業者 【資金用途】運転資金、設備資金、借換資金 【融資限度額】1億円 【期間】運転10年以内(据置2年以内)、設備15年以内(据置3年以内) 【利率】年1.5%(女性・UIJターンによる創業は金利優遇あり) ※当初1年間分を市が全額補助 【保証料率】9段階の保証料率 ※融資額1千万円以内のものについては、市が70%を補助 (残り30%を県が補助)</p>	商工労政課 0172-35-1135
14	起業・事業化	創業・起業支援拠点運営事業	<p>ひろさきビジネス支援センターを設置し、下記の支援を行っております。</p> <p>①創業・起業を目指す方への相談対応。 ②創業・起業後、間もない方への経営相談対応。 ③セミナーの開催。 ④事業承継の相談対応。</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で創業・起業を目指す方 ・事業承継を検討している方 	産業育成課 0172-32-8106

2025年度 弘前市移住・定住支援事業一覧

『就農支援』

No.	分類	事業名	概要	問い合わせ先 (課名・直通番号)
16	家賃支援	就農希望者等住居確保事業費補助金	<p>里親実践研修を受講するために就農希望者等がアパート等を賃借する場合の経費負担を軽減するため、家賃の一部を補助します。</p> <p>【交付対象者】 里親実践研修受講者、市の雇用就農資金を活用して農業者等に雇用される研修生</p> <p>【交付額】 家賃の2/3(上限50千円/月※×年度内研修月数) ※単身世帯の場合は30千円/月</p>	農政課 0172-40-0767
17	就農支援	農業里親研修事業	<p>市・県・JAなどの関係団体から構成される「ひろさき農業総合支援協議会」が認定した「里親農家」が、市内での就農を希望する方に対して、農業技術の習得や地域定着・農地取得等の就農に向けたサポートを行います。</p> <p>【対象者】 市内での就農を希望する満15歳以上の方</p> <p>【研修期間】 ①トライアル研修 1回当たり1~5日以内、1年度当たり12日以内 ②里親実践研修 1年以上3年以内</p> <p>【受講料】 無料</p>	ひろさき農業総合支援協議会(市農政課内) 0172-40-0767

2025年度 弘前市移住・定住支援事業一覧

『生活支援』

No.	中分類	事業名	概要	問い合わせ先 (課名・直通番号)
18	子育て・教育	保育料軽減	国が定める保育料基準額から、無料世帯を除くすべての保育料を軽減します。	こども家庭課 0172-35-1131
19	子育て・教育	第3子保育料軽減事業	上記の保育料軽減のほか、対象児童の保護者に対し軽減します。(所得制限あり)	こども家庭課 0172-35-1131
20	子育て・教育	ひろさき多子家族応援 パスポート事業	市の公共施設(文化・体育・社会教育施設等)の入場料、入園料、使用料、観覧料等(一部対象外あり)が無料になります。また、ひろさき地方創生パートナー企業によるガソリン給油の割引きも受けられます。 【対象者】 ・市内に住所を有している18歳年度末までの子どもが3人以上いる親子が対象	こども家庭課 0172-40-7039
21	子育て・教育	子ども医療費給付事業	18歳年度末までの子どもの医療費を全額給付します。	こども家庭課 0172-40-7039
22	子育て・教育	子育て支援相談事業	子育てに関する情報提供など総合相談を子育て支援相談員が電話で行っています。	こども家庭課 0172-33-0003
23	子育て・教育	地域子育て支援センター事業	子育て支援拠点の充実を図り、子育て親子の交流促進、相談・援助の実施、情報提供等を行っています。	こども家庭課 0172-35-1131
24	子育て・教育	放課後児童健全育成事業・児童館延長利用事業	保護者の就労等により、放課後や日曜・祝日・年末年始等を除く学校休業日に家庭において適切な保護を受けられない小学生に生活の場を提供し、遊びを通して健全育成を行っています。	こども家庭課 0172-40-7038
25	子育て・教育	病児・病後児保育事業	子どもが病気または病気の回復期で安静を必要とする状態にあり、集団保育が困難で、かつ、保護者が就労している場合等に、病院・保育所等において児童を一時的に保育する事業です。	こども家庭課 0172-35-1131
26	子育て・教育	こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)	保育所などに通っていない家庭のこどもを対象に、保育所や認定こども園などの施設で、月10時間までの預かりを行うことで、集団生活の機会を通じた子どもの成長を促す制度です。 また、利用児童の保護者を対象に子育てに関する相談支援などを行います。	こども家庭課 0172-35-1131
27	子育て・教育	駅前こどもの広場運営事業	親子の交流促進、子育て等に関する相談を実施しています。また、地域の子育て関連情報を提供するとともに、子育て及び子育て支援に関する講習、乳幼児の託児(500円/時間)を実施しています。	駅前こどもの広場 0172-35-0156
28	子育て・教育	子育て世代包括支援事業	母子健康手帳の交付や、転入された妊産婦の方への、引っ越し前の市町村が発行した受診券等の交換を行っています。また、安心して弘前での出産・子育てができるよう、情報提供や仲間づくりのお手伝い、産前・産後の体調や子育てに関するご相談の受付を行っています。 【対象者】 市内に住所を有している妊産婦及び乳幼児とその保護者	弘前市こども家庭センター 0172-37-1323
29	子育て・教育	5歳児発達健康診査・相談事業	5歳時点で発達について支援を要する児を把握し、適切な支援につなげます。 【対象者】 ・市内に住所を有し、当該年度において満5歳を迎えるお子さん 【内容】 ・発達に関する健診等 詳細は弘前市こども家庭センターまでお問い合わせください。 ①1次健診(アンケート調査) ②2次健診(1次健診の結果に応じた対象児に実施) ③結果説明 ・対象者を年2回に分けて実施	弘前市こども家庭センター 0172-33-1652

2025年度 弘前市移住・定住支援事業一覧

『生活支援』

No.	中分類	事業名	概要	問い合わせ先 (課名・直通番号)
30	子育て・教育	新生児聴覚検査費助成事業	<p>全額自己負担で新生児聴覚検査を受けた方に、検査費用の一部を助成します。</p> <p>●助成対象者 新生児聴覚検査を実施した日において本市に住民登録がある方</p> <p>●助成対象となる検査 初回検査及び確認検査(1回分)で1または2のいずれかに該当するもの 1. 自動聴性脳幹反応検査(自動ABR) 2. 耳音響放射検査(OAE)</p> <p>※ただし、保険適用となった検査または、特別な事情がなく生後60日を超えた日以降に実施した検査は除きます。</p> <p>●助成の額(上限額) 1. 自動ABR:6,600円／回 2. OAE:3,800円／回</p> <p>●助成の流れ 1. 弘前市こども家庭センターに妊娠届を提出します。 2. 母子健康手帳と一緒に「弘前市新生児聴覚検査受診票」の交付を受けます。 3. 受診票に必要事項を記入したうえで、初回検査時に医療機関に提出してください。 検査費用のお支払い時に、助成額が差し引かれます。 差額が発生した場合は、その金額を医療機関にお支払ください。 【ご注意】受診票を提出しないと全額自己負担になる場合があります。 紛失などで再発行を希望する場合は、弘前市こども家庭センターへお問い合わせください。</p> <p>●里帰り出産などに伴う検査費用の助成申請について 里帰り出産などで、弘前市と契約していない医療機関で検査を受けた場合、受診票を使用することができません。受診票を使用できなかった場合は、申請期間内(検査後6か月以内)に必要書類をそろえて、弘前市こども家庭センターの窓口で手続きをお願いします(郵送可)。</p>	弘前市こども家庭センター 0172-33-1652
31	子育て・教育	小・中学校就学援助	<p>経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者を対象として、学用品費などの援助を実施します。</p> <p>【対象者】 児童生徒の保護者</p> <p>【利用条件】 次のいずれかに該当するもの ・世帯全員の市民税所得割額非課税 ・国民年金保険料の全額免除 ・児童扶養手当の全部支給 ・国民健康保険料の減免 ・市民税の減免 ・生活保護の停止又は廃止</p>	学務健康課 0172-82-1643
32	子育て・教育	中学生自転車用ヘルメット購入費助成金	<p>中学生が自転車乗車時に着用する自転車用ヘルメット購入費の一部を助成します。</p> <p>【対象となる児童生徒】 小学校6年生～中学校3年生(市に在住する者) ※市内の中学校(特別支援学校の中学校部含む。以下同じ。)に通学する生徒及び来年度市内の中学校に通学予定の児童</p> <p>【助成対象ヘルメット】 SGマーク、JCFマーク、CEマーク(EN1078)、GSマーク、CPSCマークなどの安全基準の認証を受けている「新品」の自転車用ヘルメット。</p> <p>【助成額】 ヘルメット本体の税込購入金額の2分の1、又は3,000円のうちいざれか少ない額。 ※一人につき一個(一回)限り</p>	学務健康課 0172-82-1835
33	子育て・教育	食物アレルギー対応食提供事業	<p>学校給食において、食物アレルギーをもつ児童生徒に対し、専用の調理場で調理した対応食を提供します。</p> <p>【対応アレルゲン】 ①卵 ②乳 ③小麦 ④魚卵(たらこ) ⑤甲殻類(えび・かに) ⑥長いも・やまいも ⑦さといも ⑧もも ⑨いか ⑩たこ ⑪いんげん ⑫おくら ⑬魚(全般・青魚・練物製品・加工品) ⑭マンゴー ⑮パイナップル ⑯トマト ⑰アーモンド ⑯ごま ※弘前市の学校給食では、そば、ピーナッツ、くるみ、キウイフルーツを使用しません。 </p>	学務健康課 0172-82-1835

2025年度 弘前市移住・定住支援事業一覧

『生活支援』

No.	中分類	事業名	概要	問い合わせ先 (課名・直通番号)
34	子育て・教育	学校給食費無償化事業	<p>児童生徒の学校給食費を無償化します。</p> <p>【対象となる児童生徒】 弘前市立小・中学校に在籍する児童生徒</p> <p>※国立、県立、私立の小・中学校の学校給食費についてはそれぞれの学校にお問い合わせください。</p>	学務健康課 0172-82-1835
35	子育て・教育	小規模特認校就学制度	<p>特色ある教育環境の小規模校で学びたい子どもたちが、一定の条件のもと、通学区域外の市内のどこからでも通うことができる制度です。豊かな自然と少人数を生かした特色ある教育活動を展開している常盤野小・中学校に導入しています。</p> <p>【就学期間】毎年度4月1日～小学校または中学校の卒業まで</p> <p>【募集人員※】新小学1年生～新中学2年生の各学年若干名</p> <p>【募集時期※】7～9月頃</p> <p>【主な就学の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学は保護者の責任で行うこと(一部、通学支援あり) ・常盤野小・中学校的教育活動等について十分理解し、積極的に協力すること <p>※募集人員・募集時期については毎年度変動がありますので、ホームページの募集のページでも別途ご確認ください。</p>	学校整備課 0172-82-1645
36	交通	交通費補助 (お出かけシニアバス)	<p>高齢者のお出かけ支援による公共交通の利用促進や運転免許自主返納の促進、中心市街地の活性化を図るため、70歳以上(800名限定)の市民に対し、路線バス及び弘南鉄道大鰐線、乗合タクシーの運賃を軽減します。</p> <p>弘南バス株式会社が発行する「お出かけシニアバス」を購入することで市内の路線バス及び乗合タクシー、また、弘南鉄道大鰐線の全区間が1回あたり運賃100円で利用できます。</p> <p>「お出かけシニアバス」を購入するには、市に対し事前の申し込みが必要です。</p> <p>【対象者】 70歳以上の市民(800名限定)</p> <p>【対象路線】 市内を運行する路線バス及び乗合タクシー 弘南鉄道大鰐線の全区間(中央弘前駅～大鰐駅) ただし、路線バスのうち、青森空港線、岩木スカイラインシャトルバスは除く。</p> <p>【利用可能期間】 バス購入日から1年間</p> <p>【購入料】 ①バス 6,000円 ②Mego!Caカード 1,000円(預り金500円+チャージ500円) </p>	地域交通課 0172-35-1124